



報道発表資料

中央防波堤埋立地の帰属に関する調停案を受けて江東区長によるコメント（平成29年10月16日）

16日（月曜日）、中央防波堤埋立地の帰属に関し、東京都が任命した自治紛争処理委員から調停案を受領しました。

【山崎孝明 江東区長コメント】

中央防波堤埋立地は、廃棄物の処分に伴い、かけがえのない区民の犠牲の上に成り立った土地であります。また、本区が45年に渡って行政事務を担ってきたように、本来的には、一島一自治体による管理が効率的且つ合理的であります。そのため、本区は、この帰属問題を区政の重要課題として、本区への全島帰属を実現すべく、全力で取り組んでまいりました。

本日、自治紛争処理委員から調停案受諾勧告書を受領しました。その結果は、本区が主張してきた廃棄物の受け入れに伴う区民の負担、都との協議過程等の本区の歴史的沿革や、本区域の連続性等が考慮され、全体の約86%に当たる約434haの面積が本区に帰属する内容でありました。

長年、廃棄物問題に苦しんできた先人の方々に思いを馳せれば、十分に満足のものではありませんが、この問題が勃発して半世紀近くもの歳月が経過しており、既に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も目前まで迫っております。また、都に調停申請を行う前に、両区で確認したとおり、協議では折り合いをつけることができず、調停に委ねた以上、その結果については、大局的な見地に立ち、両区とも受け入れなければならないものと認識しております。

この結果を、速やかに区民の皆様及び区議会に報告するとともに、早期解決に向けて、全庁を挙げて取り組んでまいります。

※自治紛争委員による調停案を東京都ホームページに掲載中（下記関連ページ参照）

